

2. CDM/JI プロジェクトの手続き

2.1 プロジェクトの手続きとプロジェクト設計書 (PDD)

(1) プロジェクト設計書 (PDD) の作成

プロジェクト実施者は、これから提案しようとするプロジェクトが京都議定書・マラケシュ合意に定められた CDM の要件 (p10 参照) を満たしていることを確認した後に、2.2 で述べるプロジェクト設計書 (PDD) を作成する。

PDD には、プロジェクト概要、ベースライン設定、推定 GHG 排出削減量、モニタリング計画等に関する情報が含まれる。PDD はプロジェクト実施者による技術面・組織面の説明が記載された公式な文書であり、一般に公開される。また、プロジェクト実施者は、投資国、ホスト国双方の政府からプロジェクト承認レターを取得する必要があるが、承認レター発行のタイミングは国によって異なり、有効化審査が終了してからでないと承認レターを発行しないとするホスト国も見られる。

PDD 作成に際しては、各プロジェクトに適切なベースライン及びモニタリング方法論の選択が非常に重要となる。これは、プロジェクトの追加性を主張する根拠として説得力を持つものでなければならないからである。将来的には CDM 公式ウェブサイト³に、CDM 理事会により承認された方法論が掲載されることになっている。ただし、現時点では承認された方法論は 2 件に留まっている³。

現時点で CDM プロジェクトを申請するためには、新方法論の申請を兼ねることになる。提出された新方法論は、CDM 理事会の下に設置された方法論パネルが評価し、理事会へ承認の可否を勧告する。勧告は a (承認)、b (修正を加えれば承認)、c (不承認) の三段階で行われる (第 1 回勧告の詳細については 3.2 参照)。

PDD 作成に際して留意すべき事項は、以下のとおりである。

- ① (1) CDM Modalities and Procedures、(2) CDM 理事会報告、(3) CDM PDD Glossary of Terms 等の文書に含まれる基本的な用語とその定義を理解する。
- ② CDM ウェブサイトから最新の PDD の様式を入手し、使用する (CDM ウェブサイト (<http://cdm.unfccc.int/pac/howto/CDMProjectActivity/Reference/Documents>) からダウンロード可能)。
- ③ PDD 本文の中で、プロジェクトがベースラインシナリオではないことを、状況証拠だけでなく、具体的にプロジェクトに固有の情報で裏付ける。
- ④ プロジェクトタイプに適切なベースライン・モニタリング方法論を選択する。
- ⑤ PDD 本文の中では、プロジェクト固有の状況に採用する方法論をどのように当てはめ、ベースライン設定及びモニタリング計画を策定するかを記載する。
- ⑥ 新方法論を申請する場合は、Annex 3 (ベースライン方法論)、Annex 4 (モニタリング方法論) では、プロジェクト固有の情報ではなく、類似プロジェクトにも適用可能な汎用性のある形で、方法論の説明を行う。

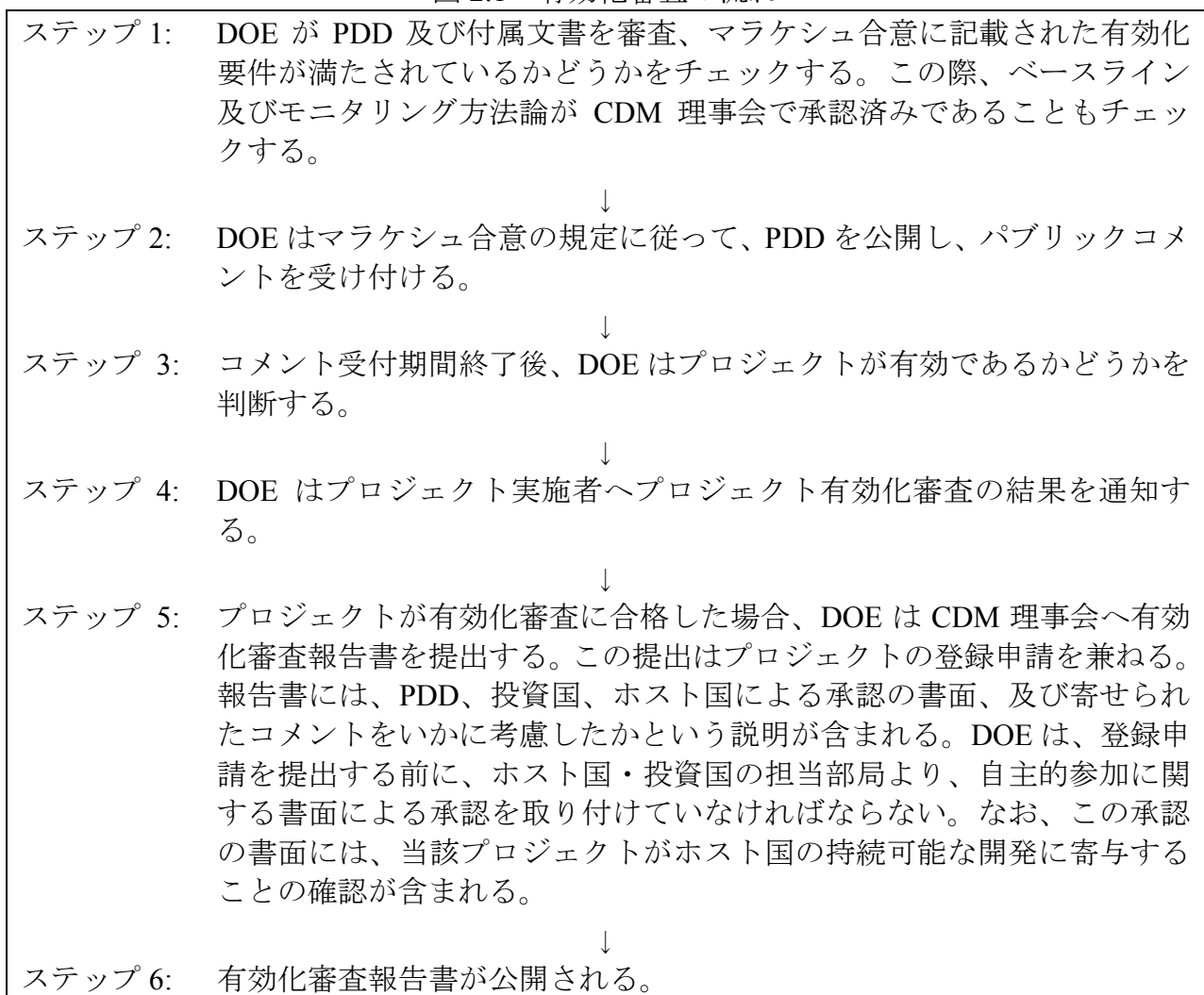
³ 第 10 回 CDM 理事会で 2 件の方法論が承認されたが、現時点では Web サイトには未掲載。

- ⑦ 論点は明確に、簡潔に述べ、重複を避ける。
- ⑧ 排出削減量の計算に必要なベースライン排出量、プロジェクト排出量の計算根拠及び計算式を明確に記載する。
- ⑨ 排出削減量の計算に必要なベースライン排出量、プロジェクト排出量の計算に必要な項目をモニタリング項目に含める。
- ⑩ 可能性のあるリーケージを網羅し、無視できるほど微小と考えられる場合はその根拠を示す。
- ⑪ リーケージの計算に必要な項目もモニタリング計画に含める。

(2) 有効化審査 (Validation)

有効化審査とは、プロジェクト実施者が選定した DOE が、提出された PDD を基に、当該プロジェクトがマラケシュ合意等で定められた CDM としての要件を満たすかどうか独自に審査するものである。有効化審査の流れを、図 2.1 に示す。

図 2.1 有効化審査の流れ



出典: 第 8 回 CDM 理事会報告 Annex 3: Clarifications on validation requirements to be checked by a designated operational entity

上記ステップ 2 におけるパブリックコメントは、現地利害関係者を主な対象としているため、PDD では一般大衆にも分かりやすくプロジェクト活動の説明を行うことが要求される。また、審査の流れの中で、DOE は通常、改善すべき点などを” Corrective Action Requests (CAR : 是正措置要求事項)” という形でプロジェクト実施者へ通知するため、プロジェクト実施者は有効化審査の過程で PDD を改良する機会が与えられる。

なお DOE は、有効化審査に際してプロジェクト活動がマラケシュ合意等に定められた以下の要件を満たしているかを審査する。

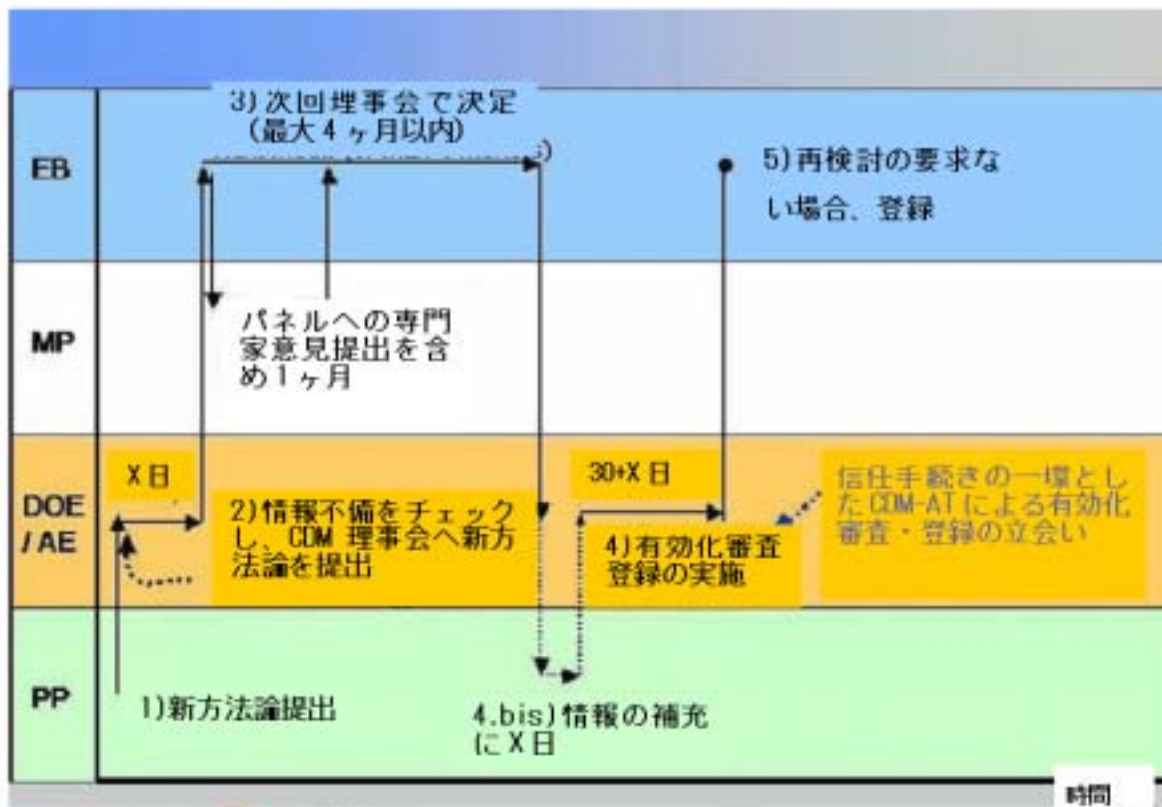
「CDM の要件」

FCCC/CP/2001/13/Add.2 Decision 17/CP.7 paragraph 37
Modalities and procedures for a clean development mechanism

(以下 CDM M&P とする)

- (a) CDM 参加要件 (CDM プロジェクト活動への自主的な参加 ; ホスト国、投資国の政府担当窓口 (Designated National Authority; DNA) が決まっていること ; ホスト国が京都議定書を批准していること)。
- (b) 現地利害関係者からのコメントを受け付け、寄せられたコメントの要約が提出されており、寄せられたコメントをどのように考慮したかが指定運営組織へ報告されていること。
- (c) プロジェクト実施者が、ホスト国の手続きに従い、環境影響分析もしくは環境影響評価を実施し、報告書を指定運営組織へ提出していること。
- (d) CDM プロジェクトが実施されなかった場合に比べて、追加的な温室効果ガスの排出削減があること。
- (e) ベースライン及びモニタリング方法論が既に CDM 理事会によって承認されているか、新方法論を使用する場合は所定の手続きを踏んで承認されたものであること。
- (f) モニタリング、検証、及び報告がマラケシュ合意、CDM 理事会の決定、COP/MOP の決定に従っていること。
- (g) プロジェクト活動が、マラケシュ合意、CDM 理事会の決定、COP/MOP の決定に定められた CDM 要件に従っていること。

プロジェクト実施者は、有効化審査を担当する DOE を選択し、契約する必要がある。現時点では、日本からの 6 機関を含む 13 の AE が CDM 理事会に申請しているが (2003 年 3 月現在)、まだ実質的な認定手続きは始まっていない (認定手続きの流れは図 2.2 を参照)。今後、AE のプロジェクト有効化審査のプロセスを CDM 理事会が承認することになる。現時点で CDM プロジェクトを実施したい者は、上記の AE の中から有効化審査を担当する機関を選択することが望ましい。



EB：CDM理事会、MP：方法論パネル、DOE/AE：指定運営組織/申請組織、PP：プロジェクト実施者
 CDM-AT：評価チーム
 出典：第7回CDM理事会報告 Annex 1

図 2.2 新方法論承認及び DOE 定手続き

有効化審査を通った CDM プロジェクトは、CDM 理事会に登録 (Registration) をする。CDM プロジェクトが登録されていることが、後の検証、認証及び CER (certified emission reductions) 発行の前提条件である。DOE が、PDD、有効化審査報告書、ホスト国の承認文書、パブリックコメントの内容をいかに反映したかという説明書きを CDM 理事会へ提出することで、登録の申請を行う。プロジェクトに関わる国もしくは 3 人以上の理事会メンバーからプロジェクトの再検討の要請が出された場合以外は、CDM 理事会が登録申請を受理してから 8 週間で登録が完了する。

(3) モニタリング (Monitoring)

モニタリングは CDM プロジェクト実施において非常に重要であり、プロジェクト実施者は PDD に記載された方法に従ってモニタリングを実施しなければならない。また、PDD で推計された CER 量を獲得するためにも、プロジェクト活動からの排出量を正確に測定できるようなモニタリング計画であることも重要である。プロジェクト実施者が情報の精度や完全性を高めるためにモニタリング計画を修正する場合は、その理由を明確に示し、DOE による有効化審査を受ける必要がある。後のプロジェクト検証、認証、CER 発行は、登録されたモニタリング計画 (及びその修正点) が実施されることが条件

となる。

プロジェクト実施者は、モニタリング計画に以下の項目を含める。

(CDM M&P パラ 53 より)

- (a) クレジット期間中にプロジェクトバウンダリーの中で発生する人為的な温室効果ガス排出量の推計・測定に必要な全てのデータの収集と保存。
- (b) クレジット期間中にプロジェクトバウンダリーの中で発生したであろう人為的なベースライン排出量の決定に必要な全てのデータの収集と保存。
- (c) クレジット期間中にプロジェクト活動が原因で、プロジェクトバウンダリー外で顕著に増加した温室効果ガス排出起源の同定と、排出量に関するデータの収集と保存。
- (d) 定められた情報の収集と保存。
- (e) モニタリングプロセスの品質保証・品質管理手順。
- (f) プロジェクト活動による人為的な温室効果ガス排出削減量及びリーケージの定期的な計算のための手続き。
- (g) 全ての計算方法を記載。

マラケシュ合意は、承認されたモニタリング方法論の使用を要求しているが、現時点では承認されたモニタリング方法論は 2 件に留まっている⁴。モニタリング方法論承認プロセスは、ベースライン方法論承認プロセスと同様であり、ベースラインとモニタリング計画をまとめて同時に CDM 理事会に申請を行わなければならない(図 2.2 参照)。PDD を作成する段階で新方法論の申請を行うプロジェクト実施者は、AE を通じて PDD 及び Annex 4 により適切なモニタリング方法論を CDM 理事会に提案する必要がある。CDM ウェブサイトでは、現在までに提案されたモニタリング方法論及びそれに対する方法論パネルの勧告を見ることができる。

一定期間内に CDM プロジェクトから発生する CER 量の計算は、モニタリング及び排出削減量の報告を受けて行われる。プロジェクト実施者は、登録されたモニタリング計画に従ったモニタリング報告書を、検証・認証を担当する DOE へ提出する。

(4) 検証 (Verification)

前述のように、CDM プロジェクトの登録後、プロジェクト実施者は当該プロジェクトを実行に移すとともに、温室効果ガス排出削減量のモニタリングを行う。DOE はこの削減量を定期的に検証する。つまり、「検証」とは、DOE による定期的な第三者検査であり、登録された CDM プロジェクト活動による温室効果ガス排出削減量を事後的に

⁴ 第 10 回 CDM 理事会で 2 件の方法論が承認されたが、現時点では Web サイトには未掲載。

確定するものである。

検証手続きは、まずプロジェクト実施者が検証を行う DOE と契約することから始まる。DOE はモニタリング報告書を公開し、次の手順を踏む。

(CDM M&P パラ 62 より)

- (a) 提出された書類が、登録された PDD や CDM M&P、関連する COP/MOP の決定等の要件に沿っているかを判断する。
- (b) 必要に応じて実地踏査を行う。
- (c) 必要に応じて追加的な第三者情報を利用する。
- (d) モニタリング結果を調査し、排出削減量推定のためのモニタリング方法論の適用が適切であり、記録が完全であり透明性があることを検証する。
- (e) 必要に応じて、プロジェクト実施者に対し、将来のクレジット期間におけるモニタリング方法論の修正を勧告する。
- (f) CDM プロジェクトが存在しなかった場合には実現しなかった温室効果ガス排出削減量を決定する。その際、上記(a)(b)(c)により得た情報を適宜使い、登録された PDD とモニタリング計画に沿った計算手法を用いる。
- (g) 実際のプロジェクト活動・運営と、登録された PDD の間の整合性に関する問題点を同定しプロジェクト実施者へ通知する。プロジェクト実施者は、その問題点に対応し、追加的な情報を提供する。
- (h) プロジェクト実施者、ホスト国、投資国、及び CDM 理事会へ検証報告書を提出する。検証報告書は公開される。

(5) 認証 (Certification) 及び発行 (Issuance)

「認証」とは、検証された排出削減量が CDM プロジェクトによって達成されたことを DOE が書面によって保証することである。DOE は、検証報告書を基に排出削減量を書面で認証し、直ちにプロジェクト参加者及び CDM 理事会に認証完了を報告し、認証報告書を公開する。認証報告書を CDM 理事会へ提出することで、検証された温室効果ガス削減量に相当する CER 発行の申請とする。CER は、プロジェクトに関わる国もしくは 3 人以上の理事会メンバーからプロジェクトの再検討の要請が出された場合以外は、CDM 理事会が認証報告書を受理してから 15 日後に発行される。ただし、再検討要請の提出は、詐欺行為、違法行為、DOE の不適格のいずれかの理由がある場合に限られ、以下の手続きを踏む。

- (a) 再検討要請を受理した場合、CDM 理事会は次の会合で要請の是非を判断する。要請が正当であると判断した場合には、プロジェクトの再検討を行い CER の発行が承認されるべきかを決定する。
- (b) CDM 理事会は 30 日以内に再検討を完了する。

(c) CDM 理事会はプロジェクト実施者に対し、再検討の結果を通知し、CER 発行の承認についての判断とその理由を公表する。

CER 発行が決定した際、CDM 登録簿管理者は CDM 理事会の指示を受けて図 2.3 の要領で CER を発行する。一旦、CDM 理事会の保留口座へ発行された CER のうち 2%は、適応基金へ繰り入れられ、更にある割合は CDM 事務費用に充当される Share of Proceeds 口座へ繰り入れられる。この割合は、CDM 理事会の勧告を受けて COP が決定することになっているが、現時点では未定である。残った CER はプロジェクト実施者からの要請に従って、投資国政府の登録簿にあるプロジェクト実施者のそれぞれの口座へ移転される。

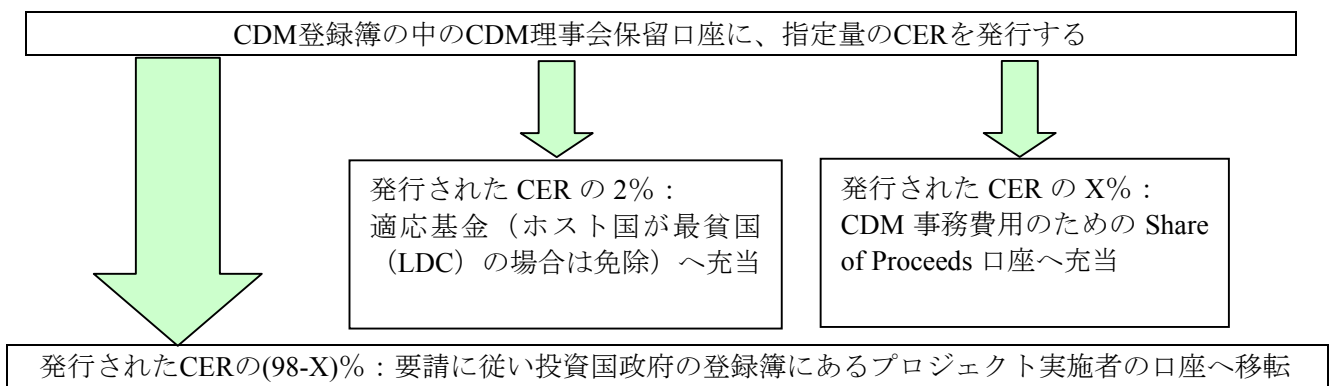


図 2.3 CER 発行の流れ

2.2 プロジェクト設計書 (PDD) の内容

(1) PDD の目次

プロジェクト実施者は、CDM プロジェクトを提案する際、プロジェクト設計書 (PDD) を作成し、DOE による有効化審査を受けなければならない。現在使われている PDD の様式は、2002 年 8 月に CDM 理事会において決定された第 1 版である。表 2.1 に目次 (和訳) を示す。今後、CDM 理事会や COP/MOP における検討を経て、改訂が行われる予定である。原文は、UNFCCC-CDM のホームページから入手可能である (<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents>)。PDD を提出する際は、英語を使用しなければならない。

表 2.1 CDM-PDD 目次

(Version 01、2002 年 8 月 29 日版)

- | | |
|----|---------------------|
| A. | プロジェクト活動の概略 |
| B. | ベースライン方法論 |
| C. | プロジェクト活動の期間/クレジット期間 |
| D. | モニタリング方法論と計画 |
| E. | 排出源別温室効果ガス排出量算定 |
| F. | 環境への影響 |
| G. | ステークホルダーのコメント |

付属書 (Annex)

- | | |
|-----------------|------------------|
| Annex 1: | プロジェクト活動への参加者の情報 |
| Annex 2: | 公的資金に関する情報 |
| Annex 3: | 新たなベースライン方法論 |
| Annex 4: | 新たなモニタリング方法論 |
| Annex 5: | 表、ベースラインデータ |

既に CDM 理事会で承認されたベースライン/モニタリング方法論が存在する場合には、PDD を作成する際に、(1) 既存の方法論を使用する、(2) 新方法論を提案するという、二通りの方法がある。新方法論を提案する場合は、Annex3 及び 4 が非常に重要となる。現時点では 2 件の方法論が承認されているが、これらに該当しない場合は (2) を選択せざるを得ない。以下では新方法論の提案を行う場合、PDD 作成に際しての留意点を概説する。なお、PDD 様式には、各見出しの下に小見出しがあり、各小見出しに記載すべき内容についての注意書きが含まれている。

(2) PDD 作成の留意事項

<全般的留意点>

- 重複や回りくどい説明を避け、簡潔さ、明快さを心がける。
- PDD 様式に要求される記入項目に従う。
- PDD 本体には、プロジェクト固有の情報、Annex3 及び 4 にはベースライン・モニタリング方法論として一般的に適用可能な形の情報を載せる。

<主要な PDD 個別項目に関する留意事項等>

※CDM-PDD Version 01、2002 年 8 月 29 日版に加筆。
留意事項は「-」を文頭につけて示した。

A. プロジェクト活動の概略

A.1 プロジェクト活動のタイトル:

A.2. プロジェクト活動についての説明:

- プロジェクト活動の目的、プロジェクト活動の持続可能な開発への貢献についてのプロジェクト参加者の見解を簡潔に、説得力をもって記載する。

A.3 プロジェクト参加者 :

- プロジェクト活動に参加する締約国、民間/公的事業主体を記載する。連絡先等の詳細は Annex1 に記載する。

A.4 プロジェクト活動に関する技術的な説明 :

A.4.1 プロジェクト活動の場所 :

- ホスト国、地域/国/州、市/町/コミュニティー、物理的な場所の詳細を、できれば地図を用いて示す。

A.4.2 プロジェクト活動のカテゴリー :

- UNFCCC の CDM ウェブサイトから利用可能な CDM プロジェクト活動のカテゴリー、及び登録された CDM プロジェクト活動のカテゴリー別のリストを用いて、このプロジェクト活動があてはまるプロジェクト活動のカテゴリーを示す。適切なプロジェクト活動のカテゴリーが無い場合は、UNFCCC の CDM ウェブサイトの関連した情報に沿って、新しいカテゴリーの記述と定義を提案する。

A.4.3 プロジェクト活動で採用される技術：

- プロジェクト活動で採用する技術の概要及び、技術・ノウハウをどのようにホスト国に移転するかについて記述する。

A.4.4 国及び/またはセクターの政策と状況を考慮し、何故、提案されているプロジェクトが存在しない場合には排出削減が生じないのか、という理由を含め、排出源からの人為的な温室効果ガス(GHG_s)の排出削減が、提案された CDM プロジェクト活動によってどのように達成されるかについての簡潔な説明

(人為的な温室効果ガス(GHG_s)の排出削減がどのように達成されるか (詳細についてはセクションB で示す)、及び、以下のセクションE に定義されるように、予想される総削減量(tCO₂)の見積りを簡潔に説明して下さい。)

A.4.5 プロジェクトへの公的な融資

- プロジェクトに公的資金が使われる場合は、それが ODA の流用に当たらないこと及び締約国の資金的義務に含まれないことを確認する。ODA 流用に当たらないことを示す投資国及びホスト国政府の書面による確認を添付することが望ましいと考えられる。

B. ベースライン方法論

B.1 プロジェクト活動に適用された方法論のタイトルと出典

- CDM ウェブサイトに、CDM 理事会が承認したベースライン方法論が一覧されることになっている。本セクションでは、このうち、どのベースライン方法論を採用し、当該プロジェクト活動へどのように適用されているかを説明する。CDM 理事会が承認していない、新方法論を提案する場合は、PDD の Annex3 に方法論の説明を記載する。

B.2 方法論の選択の根拠、及びその方法論がプロジェクト活動に適用できる理由

- 選択したベースライン方法論が、他の方法論よりも当該プロジェクト活動に適切である理由を記述する。

B.3 プロジェクト活動固有の状況にどのように方法論を適用するか説明

B.4 プロジェクト活動がなかった場合と比較して、プロジェクト活動がどのように排出源からの人為的な温室効果ガスの排出を削減されるか (何故、どのようにこのプロジェクトが追加的であり、ベースラインシナリオではないのか)

- CDM プロジェクトとして成立するための非常に重要な要件は、プロジェクト活動が実施されなかった場合 (ベースラインシナリオ) よりも、人為的な温室効果ガス排出量が削減されていることが論理的に説明されていることである。

CDM にならなかった場合においても、当該プロジェクトが実施されることが見込まれるような場合は、そのプロジェクトの実施はベースラインシナリオに含まれると考えられ、プロジェクトは追加的ではないと見なされる。プロジェクトがベースラインシナリオではないことを立証するためには、いくつかの方法がある。以下に、方法論パネルにおける審査対象となった PDD に掲載された方法から、妥当と考えられるものの例を示す。

- ・ ホスト国の法規制－廃棄物処分場から発生するメタンガス回収プロジェクトの場合、ホスト国における処分場ガス回収に関する法規制が現状で存在しない、または非常に緩いため、CDM プロジェクトが無ければ、ガス回収活動は行われず。但し、将来の法規制の変化を予見することは出来ないため、クレジット期間更新時にベースラインの見直しを行うという条項を設け、将来の不確実性に対応する。
- ・ 経済性の欠如－当該プロジェクト活動に、商業プロジェクトとして成立するだけの経済性が欠如しているため、CDM プロジェクト化することによる追加的な CER 収入がなければプロジェクトが実施される見込みはないことを説明する。
- ・ 投資の障害－当該プロジェクトがある程度の経済性が見込まれている場合でも、実際に投資が実現する可能性が低いことを、さまざまな投資の障害を用いて説明する。
- ・ 上記の組み合わせ－上記を組み合わせることによってより強くプロジェクトの追加性の論証を行うことも可能。

B.5 ベースライン方法論に即したプロジェクト境界の定義がどのようにプロジェクト活動に適用されるか

- プロジェクト境界の定義方法は、ベースライン方法論 (Annex3、Section4) に記述されている。これを当該プロジェクトに適用した場合の、具体的な説明を記載する。分かりやすいように図示することが望ましい。

B.6 ベースライン開発の詳細

B.6.1 このベースラインセクションの最終ドラフトの完成日(DD/MM/YYYY)

B.6.2 ベースラインを決定する人/事業主体の名前

C. プロジェクト活動の期間/クレジット期間

- プロジェクト活動の開始日及び継続期間を記載する。プロジェクト活動期間に関わらず、クレジット期間は、以下の二通りのクレジット期間から一つを選択する。

- 1) 10 年間 (延長不可)
- 2) 7 年間 (最大 21 年まで延長可能)

- つまり、例えば CDM プロジェクトによって建設されたバイオマス発電所の稼働期間が 50 年だとしても、炭素排出削減クレジットを獲得できるクレジット期間は最長でも 21 年間である。

D. モニタリング方法論と計画

D.1 プロジェクト活動に適用された承認済方法論の名称と出典：

- CDM 公式ウェブサイト、CDM 理事会が承認したモニタリング方法論が一覧されることとなっている。このうち、どのモニタリング方法論を採用し、当該プロジェクト活動へどのように適用されているかを説明する。CDM 理事会が承認していない、新方法論を提案する場合は、PDD の Annex4 に方法論の説明を記載する。

D.2 方法論の選択の根拠、及びその方法論がプロジェクト活動に適用できる理由

D.3 プロジェクト活動による排出量モニターのために収集すべきデータ、及びそのデータ収集方法

D.4 重要かつプロジェクト活動に当然起因する潜在的な排出源であり、しかもプロジェクトバウンダリーに含まれていないもの。及びこれらの排出源に関するデータが収集・保管されたかどうか、またその方法。

D.5 プロジェクトバウンダリー内の GHG 排出源からの人為的な排出のベースラインを決定するために必要な関連データと、そのようなデータをどのように採集し、保存するかについての確認

D.6 モニターされたデータのために実施された品質管理 (QC) と品質保証 (QA) の手続き

D.7 モニタリング方法論を決定する人/事業主体の名称：

E. 排出源別 GHG 排出量算定